

令和3年度 第2回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和3年度第2回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和3年5月27日(木) 14:00~14:55	場 所	わくわくセンター1階 多目的ホール
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 3 山田 隆見 4 下河内 昭博 5 川尻 一行 6 田中 正彦 7 中福 留美 8 久保田 守 9 小原 正清		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 9名 欠席委員 0名		
事務局 職 員	書 記 藤田 幸広 書 記 兼平 美樹 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
傍 聴 者	無し		
議 事 録 署名委員	7番 中福 留美 8番 久保田 守		
提出議題	議事 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第6号 空き家付き農地指定登録申請について 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。本日はコロナ禍であり、緊急事態宣言中でございますので会場をこちらに変更させてもらい配席を広く設置しております。意見があるときは挙手をしていただき、事務局がマイクを持って行きますので、マイクを使用して発言してください。

只今から令和3年度第2回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は9名中、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。

それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 みなさん、こんにちは。今、事務局長からお話がありましたとおり、緊急事態宣言下にあります。感染には十分、注意していただきまして、本日も会議進行に御協力をお願いします。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、小原会長、よろしく願います。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては7番の中福委員と8番の久保田委員の両名を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、兼平書記、佐山書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何か有りますか。

兼平書記 本日審議する事案について説明します。1つ目は、農地法第3条に、第5条の許可申請についてです。2つ目は、空き家付き農地指定登録申請についてです。3つ目は、農用地利用集積計画の決定についてです。

議 長 日程第4の議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

兼平書記 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和3年5月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

お手許に現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せて御覧ください。

番号 1、譲渡人、A、広島市佐伯区、職業、無職。

譲受人、B、広島市安佐南区、会社員。

所在地、沖美町〇〇字●●__番__外 3 筆。合計面積は 2,256 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で耕作困難となり、姪である譲受人に無償で譲渡する。」譲受人は「譲渡人の希望により譲り受ける。」

議案第 4 号、受付番号 1 番、所有権移転。譲渡人、A、譲受人、B、調査書に表記されているとおり、今回の申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。

議長 それでは、下河内委員の意見を伺いたいと思います。

下河内委員 沖の下河内です。先程、事務局が説明したとおり、間違いありませんので、よろしくをお願いします。

議長 皆様方から御質問等ありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移りたいと思います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

兼平書記 本事案の審議に入る前に、本案件に関係されている委員がいますので、C委員は一時、退席をお願いします。

C委員、退席。

兼平書記 番号 2、譲渡人、D、愛知県愛西市、職業、無職。

譲受人、C、沖美町〇〇、職業、無職。

所在地、沖美町〇〇字●●、字●●、地番__番、__番__の 2 筆、合計面積は 587 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「県外在住で耕作困難なため、譲受人に無償で譲渡する。」譲受人は「譲渡人の希望により譲り受ける。」

議案第 4 号、受付番号 2 番、譲渡人、D、譲受人、C、こちらにつきましては、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思われます。御審議をお願いします。

議長 本案件につきましては、川尻委員をお願いします。

川尻委員	別に問題無いと思いますので、よろしくお願ひします。
議 長	皆様方から御質問等ございますか。
久保田委員	他人なのに無償で譲渡となっていますが、この譲渡人のDさんは、県外在住となっていますが、どちらの出身ですか。
佐山書記	昨年度の空き家付き農地で実家を処分され、農地だけが残っている状態でした。沖美町〇〇の出身です。
議 長	他に御意見、ございませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	無いようでございますので、採決の方に移りたいと思います。本案件に賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手
議 長	全会一致でございますので、本案件は許可とさせていただきます。事務局は次、お願ひします。
	C委員、着席。
兼平書記	番号3、譲渡人、F、兵庫県神戸市、職業、無職。 譲受人、G、大柿町〇〇、職業、無職。 所在地、大柿町〇〇字●●__番__、__番の2筆、合計面積は1,147 m ² 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「県外在住で耕作困難なため、譲受人に有償で譲渡する。」譲受人は「譲渡人の希望により譲り受ける。」 議案第4号、受付番号3番、譲渡人、F、譲受人、G。こちらにつきましては、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議 長	村上委員、よろしくお願ひします。
村上委員	先程、事務局が言われたとおり、問題は無いと思います。よろしくお願ひします。
議 長	皆様方から、御質問等ございますか。
委 員	無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございますので、許可とさせていただきます。事務局は次をお願いします。

兼平書記 番号4、譲渡人、H、広島市南区、職業、作業所勤務。
譲受人、I、住所、江田島町〇〇、職業、農業。
所在地、江田島町〇〇__丁目__番__外2筆、合計面積は1,161㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「軽度の障害を患っており、農業就労が困難で農地の適正な管理ができないため、譲受人に有償で譲渡する。」譲受人は「譲渡人の希望により譲り受ける。」
議案第4号、受付番号4番、譲渡人、H、譲受人、I。こちらにつきましては、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 本案件については、山田委員をお願いします。

山田委員 今、事務局から説明があったとおりですが、__番1__の545㎡の共同名義所有の農地について、Hさんの所有権が1/8ある訳ですが、その1/8の所有権についても譲渡することになっています。この農地が少し複雑でありまして、議案17ページの地図を見てください。道がありまして、これは一応、農地で、この農地、道路が無いと他の農地に入れませんし、他の農地の利便性をよくするための休耕農地です。この農地の1/8を所有し、共同名義の所有者となる訳です。少し複雑ではありますが、Hさんが所有する農地の説明をしましたが、問題は無いと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 この農地、道路というのはT型の土地のことですか。

山田委員 はい、そうです。

議長 他に御質問はありますか。

久保田委員 この道路というのは、分筆登記されているのでしょうか。

山田委員 分筆しております。

議長 他に御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長	採決に移りたいと思います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致ということで許可とします。事務局は次、お願いします。
兼平書記	<p>番号 5、譲渡人、J、能美町〇〇、職業、無職。 譲受人、K、沖美町〇〇、職業、自営業。 所在地、能美町〇〇字●●__番__、__番__の 2 筆、合計面積は 377 m²。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で耕作困難となり、譲受人の希望により有償で譲渡する。」譲受人は「自宅建物建築のための農地の購入契約が成立したが、土地が広大なため分筆して宅地を確保し、残地を耕作するため譲り受ける。」</p> <p>議案第 4 号、受付番号 5 番、譲渡人、J、譲受人、K、こちらにつきましては、第 2 項第 5 号の下限面積を超えていませんが、次の 6 番で祖父から農地を借りる予定ですので、問題ありません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	久保田委員お願いします。
久保田委員	<p>本案件につきましては、事務局と事前レクを行い、何度も詰めてきましたので問題は無いのですが、委任を受けている行政書士が、半年の間に何度も書類のミスをおこしている。ちょっと問題があるのではないのでしょうか。事務局も、もう少しチェックを厳しく行ってもらいたいです。農地の用途がカキ殻置場になっていたのも、申請者に聞いたところ、そんなことは無いと言われたのでミスが判明しました。申請者の代理となる行政書士が、書類を作成する上で何度もミスすることは、あってはならないと思いますので、事務局も対策を練ってもらいたいです。また、今回の様な 5 番と 6 番がセットで関連されているような案件は、事前に教えて貰いたいです。6 番は大柿町案件なので、議案が送付されるまで下限面積を超えていることが分からなかったのも、今後はよろしくお願いします。</p>
議 長	私も以前から、申請書が提出されたら書類をよく精査するようにと、申していました。今後も精査の方をよろしくお願いします。皆様方から本案件につきまして、何か御意見等ありますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に移りたいと思います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で本案件については許可とします。事務局は次をお願いします。

兼平書記	<p>番号 6、貸人、L、大柿町〇〇、職業、無職。 借人、K、沖美町〇〇、職業、自営業。 所在地、大柿町〇〇字●●____番 1、1 筆、面積は 718 m²。 申請理由は使用貸借で、貸人は「高齢で耕作困難なため孫である借受人の希望により無償で貸し付ける。」借人は「運送業の傍ら祖父の農作業を手伝っていたが、祖父が高齢となり耕作困難なため祖父の希望に基づいて、自分が中心となって耕作するため借り受ける。」 議案第 4 号、受付番号 6 番、使用貸借。貸人、L、借人、K、こちらにつきましては、特に問題はありません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議 長	中福委員をお願いします。
中福委員	今、事務局が説明されたとおりです。5 番との抱き合わせの案件で問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	皆様方から質問等ありませんか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入りたいと思います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で許可とします。これで 3 条の審議を終わりました、議案第 5 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局からお願いします。
兼平書記	<p>議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和 3 年 5 月 27 日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号 1、貸人、M、能美町〇〇、職業、無職。 借人、N、能美町〇〇、職業、無職。 所在地、能美町〇〇字●●____番__、____番__の 2 筆、合計面積は 360.46 m²。 申請理由は使用貸借で、貸人は「義理の息子である借人の希望により、無償で貸し付ける。」借人は「貸人の了解を得て、増築工事並びにアプローチ、駐車場、車転回地の整備をするに当たり、農地であることが判明した。適正地目に変更するため、始末書を添えて申請する。」追認の案件となります。以上、御審議をお願いします。</p>
議 長	田中委員、意見をお願いします。
田中委員	今、事務局が言われたとおり間違いありません。よろしくをお願いします。

議 長	他に質問等ございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入りたいと思います。許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致ということで許可とします。それでは、事務局は次をお願いします。
兼平書記	番号 2、譲渡人、〇、廿日市市、職業、無職。 譲受人、有限会社 P、沖美町〇〇、職業、会社経営者。 所在地、沖美町〇〇字●●__番__の 1 筆、面積は 428 m ² 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により当該地を売買することになったが、農地であることから顛末書を添えて申請する。」譲受人は「建築資材等を置く土地を探していたところ、譲渡人の了解を得て譲り受けることになったため申請する。」追認の案件です。以上、御審議をお願いします。
議 長	川尻委員、お願いします。
川尻委員	現地確認を行いました。別に問題無いので、よろしくをお願いします。
議 長	他に質問等、ございますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致ということで、許可とします。事務局は次をお願いします。
兼平書記	番号 3、貸人、Q、沖美町〇〇、職業、自営業。 借人、R、沖美町〇〇、職業、会社員。 所在地、沖美町〇〇字●●__番__、1 筆、面積は 494 m ² 。 申請理由は使用貸借で、貸人は「息子である借人の希望により、当該地を使用貸借で地目変更するため申請する。」借人は「現在の住居では手狭となったため父親の所有する当該地を使用貸借し、居住用住宅を建築するため申請する。」以上です。御審議をお願いします。
議 長	引続き、川尻委員お願いします。

川尻委員	この案件も別に問題無いと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	質問等、ございませんか。
久保田委員	この案件につきまして、この申請が相続であれば許可申請は必要ないと思いますが、今回は生前贈与です。使用貸借にて当該地を息子は借りて、地目変更された固定資産税は親が払う訳ですから、意味が無い所有権移転に思えてしょうがないのです。息子にとっては、これほど良いものはないですね。別段、この申請について異議がある訳ではありません。
議長	他に何かございますか。無いようでしたら、採決に入りたいと思います。本案件について、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。
議長	全会一致ということで、許可とします。事務局は次をお願いします。
兼平書記	番号4、譲渡人、J、能美町〇〇、職業、無職。 譲受人、K、沖美町〇〇、職業、運送業。 所在地、能美町〇〇字●●__番__、1筆、面積は495.90㎡。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢となって農地の管理ができないため、取得希望者を探していたところ、住宅を建築予定の譲受人との売買の合意が得られたので有償で譲渡する。譲受人は「自宅建築用地を探していたところ、当該地の売買について譲渡人との合意が得られたため申請する。」先程の3条の5番の案件と同じで、建設用地と残地である農地とを分筆する案件です。以上、御審議をお願いします。
議長	久保田委員、お願いします。
久保田委員	先程の3条の案件に関連する事案ですが、当該地は既に分筆されており宅地と農地を分けています。残った農地がいびつな形をして分散されていて、優良農地と呼べるのは程遠いのが気になる点ではあります。まあ、家庭菜園レベルで農業収益を上げる訳ではありませんから、問題は無いと思われませんが農地が家の陰になるのも気になる点ではあります。
議長	他に質問等、ありますか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手。

議 長	全会一致ですので許可とします。続きまして、議案第 6 号、空き家付き農地指定登録申請について、事務局から説明をお願いします。
兼平書記	議案第 6 号、空き家付き農地指定登録申請について。農地法第 3 条第 2 項第 6 号及び江田島市空き家に附属する農地の別段面積設定要領第 4 条の規定により、次のとおり指定登録申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和 3 年 5 月 27 日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。 番号 1、申請人住所、広島市佐伯区、氏名、S、所在地、沖美町〇〇字●● 793 番 2、1 筆、面積、67 m ² 。 申請理由は「隣接する宅地及び家屋を一体として売却したいが、土地の現況が農地であることに加え、下限面積の 1,000 m ² を下回るため、空き家付き農地として申請する。」 写真のとおり、空き家と対象農地は隣接する土地であるため問題はありません。以上、御審議をお願いします。
議 長	下河内委員、お願いします。
下河内委員	只今、事務局の説明があったとおりでございます。よろしく申し上げます。
議 長	他に質問等ありますか。
委 員	無しの声あり。
議 長	採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
委 員	全員挙手。
議 長	全会一致で本案件は空き家に附属する農地として登録とします。事務局は次をお願いします。
兼平書記	番号 2、申請人住所、広島市南区、T、所在地、大柿町〇〇字●●__番__、__番__の 2 筆、合計面積、417 m ² 。 申請理由は「隣接する宅地及び家屋を一体として売却したいが、当該土地の地目が農地であることに加え、下限面積の 1,000 m ² を下回るため、空き家付き農地として申請する。」 写真のとおり、空き家と対象農地は隣接する土地であるため問題はありません。以上、御審議をお願いします。
議 長	中福委員、お願いします。
中福委員	この案件は、先月申請にありました墓地の案件に関連するものでして、今回

の空き家と農地は隣接する土地で、いここに譲って一体で管理を任せるそうです。いここは広島市に居住しており、今回の農地に隣接する畑を適正に管理されていました。いずれは、江田島市に移住するそうなので問題はありません。よろしくをお願いします。

議長 他に質問等ありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致でございます。本案件は空き家付き農地として登録とします。以上で空き家付き農地指定登録申請を終わりました。議案第7号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

兼平書記 議案第7号、農用地利用集積の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について、依頼があったので農業委員会の議決を求める。令和3年5月27日提出、江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、所在地、大柿町〇〇字●●__番__、面積、538㎡、所有者、大柿町〇〇、U、権利の種類、所有権、借人、沖美町〇〇、V、利用権の種類、使用貸借権、内容、果樹、既存の果樹園です。始期、公告日の翌日、終期、令和23年5月31日。

番号2、所在地、大柿町〇〇字●●__番__、面積1,743㎡、所有者、大柿町〇〇、U、権利の種類、所有権、借人、沖美町〇〇、V、利用権の種類、使用貸借権、内容、果樹、既存の果樹園です。始期、公告日の翌日、終期、令和23年5月31日。番号1、2は関連した案件です。

番号3、所在地、江田島町〇〇__丁目__番__、面積、848㎡、所有者、江田島町〇〇、W外、権利の種類、所有権、借人、広島市中区、X、利用権の種類、賃貸借権、内容、露地野菜、葉物野菜、始期、公告日の翌日、終期、令和18年12月31日、借賃、年70,000円の現金払い、以上3件、御審議をお願いします。

議長 この3件の案件について何か質問等、ございますか。

委員 無しの声あり。

議長 無いようですので本計画の決定について、賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で本案件について、決定とさせていただきます。続いて、日程第5の協議事項に入ります。事務局からお願いします。

兼平書記 「空き家に附属する農地について」と「非農地通知書について」を議題とします。

事務局長 「空き家に附属する農地の取り扱いについて」（その2）といたしまして、カラーの資料を御覧ください。本日の議案にもありましたが、資料の上側に載せてある現行基準が、今回の空き家に附属する農地として審議されました。議案の1番は断面2のように段差が生じている場合ですが、農地と宅地は接しています。2番の大君の案件は、平坦な場合で段差も生じておりません。いずれも農地と宅地の筆界が接している案件であります。

昨年度の2月の総会で、一部の委員さんから意見がありましたように、資料下側のように、里道や水路等が農地と宅地の間にある場合でも、それらを一体とみなして、許可の案件にしてはどうかという意見がありました。続きまして3月の総会でも同じ意見がありまして、事務局（案）としてガイドライン的な叩き台を作るように指示されていたところでありました。資料を1枚めくってください。江田島市における農地の流動化に関する現状といたしまして、1番で下限面積の要件緩和といたしまして、農業委員会でも農地の流動化、耕作放棄地の発生防止と解消に努めてまいりました。江田島市が合併したのが平成16年の11月ですが、その当時は下限面積が20アールに設定されていましたが、平成29年8月1日からは10アールに緩和し、農地の流動化になる取組を行っております。

2番で空き家に附属する農地の別段面積の設定として、令和元年9月に出てきた案件になりますが、これ以降、さらに農地が所有しやすくなりました。対象となる農地として設定を(1)～(5)に抜粋していますが、全ての要件を満たすものとあり、特に(2)の案件で、宅地と農地は筆界が接していることとなっておりますので、今回の資料1ページの下側のパターンは今現在、認められないと決められております。

3番では里道・水路で区切られた宅地と農地の取扱いとして、事務局の思いを載せさせていただきました。1番と2番のとおり、下限面積の条件緩和、空き家に附属する農地の別段面積の設定で農地の流動化に努めてまいりました。また、空き家に附属する農地の別段面積の設定は、令和元年9月26日に定めた制度であり、まだ時間がそれほど経過しておりません。現状と実務が大きくかけ離れているとも思えないことから、現状で申しますと里道・水路で区切られた宅地と農地の取扱いは、一旦保留とし、継続的な課題と認識させていただきたい。どうしても必要な時がきましたら、その時に制度を改めさせていただくか、今すぐにやらないとだめだという意見があるならば、総会の議案に挙げて改正していく働きをしていきたいと思っております。以上です。

議長 今回の意見は、これまでどおりということですね。

事務局長 はい、そうです。

議長 何か意見はありませんか。

山田委員 空き家付き農地について、市町村で決めればよいというのなら、宅地と農地の境界には接していなくてもよいのではないのでしょうか。例えば3年前に世羅町に研修に行った際、空き家の所有者が農地も所有している場合、別に境界が接していなくても空き家と農地の所有者が同じで、譲受人がその町に移住して貰えるならば、空き家付き農地として認めるとありました。ただ条件があり、その移住者が世羅町から出ていくことになると、その農地の権利は放棄されるとありました。だから江田島市でも空き家と農地の境界が、接していなくても空き家付き農地として認定すればいいと思います。

久保田委員 今、山田委員が言われたとおりだと思います。今の空き家認定は規則ですか、基準となっている規定は何でしょうか。

事務局長 訓令です。

久保田委員 訓令ですか。要はその下部規定があって、それを江田島市が作成すれば良いと思います。役所の悪いところは、問題を保留として先延ばしにする体制があって、そういう点は私が大嫌いなスタイルです。問題解消に向けてぜひ、柔軟に前向きにやってください。この規則が決められた経緯を考えれば、おのずと答えは見えてくると思います。考え方は、山田委員の意見に異議はありません。

議長 他に意見はありませんか。反対意見、質問でも構いません。

川尻委員 今の件について、多数決を採ったらどうでしょうか。山田委員の意見に賛成か反対かを他の委員の考えもありましようから、決を採りましよう。

議長 分かりました。事務局は、言葉は悪いですが今は先送りという意見で、山田委員、事務局の意見で多数決を採るという川尻委員からの意見がありました。委員全員で多数決に異議はありませんか。

田中委員 決めるというのは、事務局の先送りに賛成・反対と山田委員の意見に賛成・反対と2度、多数決を採るのですか。

議長 はい、そのとおりですが、事務局は何か意見はありますか。

事務局長 事務局としては方向性を指していただくという点からは、決を採っていただくなれば、非常に有り難いことだと思います。ただ、今回私がどうしてこのようなことを申すかといいますと、まだこの規則が決まってから日が浅いということ、令和元年に決まった時も今の農業委員さんは半数以上がおられて、議論

をされて決まった案件であり、その上で境界が接していなければという結論に至っているということです。その当時、農業委員会総会での背景を重んじて今回の意見を出せていただきました。事務局は先送りにして何もしたくない訳ではありません。当時の農業委員会総会での議論や背景を汲んでいただき、決を採っていただけるならば、非常に有り難いです。

議長 分かりました。皆様方は今一度、よく考えていただき、明文化したものを示しますので、次回の総会までに事務局は、訓令の案を作成してください。その明文化された訓令の案でどうかという決を取りたいと思います。他に協議事項はありますか。

兼平書記 非農地通知書の件につきまして、お話があります。昨年の農地パトロールで山林の様子を呈しているという判定をした農地について、令和2年10月29日の総会で決定しました事項について、かなり遅くはなりましたが令和3年6月1日から毎週、200通ずつ対象者に通知書を送付しようと思っています。特段、問題は無いと思いますが、皆様方に農地の所有者から非農地通知書についての質問があるかもしれません。その際は適正な対処していただくよう、よろしくお願いいいたします。以上です。

議長 何もなければ総会を終了させていただきます。ありがとうございました。